

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和7年4月9日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度「首都圏の女性等を対象とした移住促進事業」委託業務
- (2) 業務内容 令和7年度「首都圏の女性等を対象とした移住促進事業」委託業務仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- (4) 委託限度額 3,553,000円（消費税及び地方消費税の額323,000円）

2 参加資格に関する事項

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件調達の公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡山県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益にかなる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 岡山県税を滞納していないこと。ただし、岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人は、本店所在の都道府県税を滞納していないこと。
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL: 086-226-7862 (直通)

E-mail: uij@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 応募書類の入手方法

ア 配布期間

令和7年4月9日（水）から令和7年4月24日（木）までの午前9時から午後3時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県県民生活部中山間・地域振興課ホームページからダウンロードして入手することができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>）

ウ 配布書類

- ・提案説明書作成要領
- ・仕様書
- ・様式第1～4号

(2) 参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和7年4月9日（水）から令和7年4月24日（木）までの午前9時から午後3時までとする。ただし、県の休日を除く。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、県では責任は

負わない。

エ 提出書類

- ① 参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 会社概要（パンフレット等）
- ③ 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ④ 登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑤ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書。コピー可）
- ⑥ 岡山県税に滞納がないことの証明書（岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人で、滞納がないことの証明書の発行ができない場合は、最新決算年度の法人県民税、法人事業税の納税証明書。コピー可）
- ⑦ 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（納税証明書「その3の3」。コピー可）
- ⑧（岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第2号）

※ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、上記③～⑧の書類の提出は必要ないものとする。

(3) 参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和7年5月1日（木）までに、上記3あてに、電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問・回答書（様式第3号）」を提出すること。

ア 提出期間

令和7年4月9日（水）から令和7年4月24日（木）午後3時まで

イ 提出先

上記3と同様

ウ 提出方法

電子メールにより送信すること。

エ 回答方法

質問書に対する回答は、随時、上記5（1）イの岡山県県民生活部中山間・地域振興課ホームページに掲載する。ただし、本企画提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

オ その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てるこ

とはできないものとする。

6 企画提案の提出

企画提案に参加する者は、提案書(様式第4号)を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年5月9日(金)午後3時まで(必着)

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。)ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、県では責任は負わない。

(4) 提出書類

提案書(様式第4号)とともに①～④を順に重ねダブルクリップで綴り、原本のあるものが一番上となるよう提出すること。(以下、提出書類一式を企画提案書という。)

提出書類	留意事項
① 見積書	【原本1部+写し5部】 任意様式。会社名、役職及び代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。見積書に発行責任者(代表取締役)及び担当者の氏名(フルネーム)・連絡先を記入すれば、押印省略可能。
② 企画提案説明書	【6部】 任意様式。別添「提案説明書作成要領」参照。
③ 会社概要	【6部】 任意様式。既存のパンフレット等でも可。
④ 過去の事業に関する事業実績	【6部】 任意様式。過去の事業に関する主な実績について、その内容や成果が分かる資料を添付すること。

7 企画提案書の説明

企画提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

(1) 日 時 令和7年5月13日(火) (予定)

※プレゼンテーションの時間・場所は、令和7年4月25日(金)以

- 降に各提案者に通知する。（オンラインでの説明も可能とする。）
- (2) 結果 審査結果については、令和7年5月14日（水）以降速やかに、各提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。
- (3) その他 プレゼンテーション会場には、プロジェクター等の機材の準備は行わないこととする。機材を持ち込むことはできるが、機材等の準備時間は、プレゼンテーションの持ち時間に含むものとする。

8 契約書作成要否 要

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を岡山県に納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条第2項において準用する同規則第131条第2項に定める担保の提供をもって、その納付に代えることができる。なお、岡山県財務規則第155条の規定により、それぞれの全部又は一部を免除する場合がある。

10 採用者の決定方法

委託業務の内容に係る企画提案書と見積書に基づき、総合的に判断して採用者を決定する。

<配点> 企画提案書：見積書＝95：5

11 詳細

詳細は、令和7年度「首都圏の女性等を対象とした移住促進事業」委託業務仕様書、同提案説明書作成要領による。

12 その他

- (1) 契約を締結する際に、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。
- (2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書の評価に影響を与えようとする事その他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。
- (3) 企画提案参加、企画提案書等の作成・提出及び企画提案書の説明に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。